



特定社会保険労務士 原 敏昭

原労務管理事務所便り

連絡先：〒133-0055 東京都江戸川区西篠崎 2-7-3 2
TEL 03-3679-6713 FAX 03-3679-6719
E-mail: harasr@agate.plala.or.jp
URL: <http://www.harasr.com/>

パート労働者へ社会保険適用を拡大へ

◆重要度を増すパート労働者

企業内におけるパート労働者の役割は年々重要度を増しており、正社員並みの中核業務を任せる企業も多くなっています。

正社員並みの中核業務を担当させるような企業においては、仕事と同じ正社員とパート労働者の賃金水準を同等にしたり、就業環境の整備を行ったりしています。

◆セーフティネットの強化

このような状況下において、国は、被用者でありながら被用者保険の恩恵を受けられないパート労働者などの非正規労働者に社会保険を適用し、セーフティネットを強化することで、社会保険における格差を是正したいと考えました。

そこで、政府は、パート労働者への社会保険の適用拡大を検討しています。2016年4月から、「週勤務時間 20 時間以上」「年収 94 万円（月収 7 万 8,000 円）以上」「勤務期間 1 年以上」で「従業員

501 人以上の企業で勤務」の人を社会保険適用の対象にするとし、さらに 3 年以内に対象の拡大を行うというものです。

加入が進めばパートの将来への安心感は増しますが、企業の負担は大きくなるため（約 800 億円と推計）、反発の声があがっています。

◆負担軽減措置も検討

今回の適用拡大をめぐり、厚生労働省では、高齢者医療費の拠出金などについて負担を軽減する特例措置の導入を検討しています。

パート労働者が多い業界（外食、流通業など）を対象に、負担増の部分について健康保険組合の加入者が肩代わりするというものです。企業にとっては、今後の動きから目が離せません。

「有期労働契約」が変わる？ 労働契約法改正の動向

◆改正案が閣議決定

先日、「労働契約法改正案」が閣議決定されました。

国会の状況により流動的ではありますが、厚生労働省は来春施行を目指すとしており、成立した場合は企業への影響も大きいと思われますので、今から注目しておきましょう。

◆改正案のポイント

この改正案のポイントは、次の通りです。

- (1) 5 年を超えて反復更新された有期労働契約について、労働者からの申込みがあれば期間の定めのない労働契約へ転換させる仕組みの導入
- (2) 「雇止め法理」の法制化
- (3) 期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止

◆具体的な内容

まず (1) については、反復更新により有機的労働契約が 5 年を超える場合が対象ですが、原則 6 カ月以上の空白期間（クーリング期間）がある場合には、前の契約期間と通算されないため、該当しないこととなります。

次に (2) の「雇止め法理」は、有期労働契約を繰り返し



更新することにより期間の定めのない契約と実質的に異なる状態となっている（あるいは有期労働契約の期間満了後にも雇用が継続されている）等により、有期雇用労働者の雇用関係継続への合理的な期待が認められるときに、雇止めを行う際には合理的な理由が必要となることです。また、雇止めが無効と判断された場合には、従前の労働契約が更新されたものとみなされることになります。

また、(3) は、期間の定めがあることによって、有期契約労働者の労働条件が無期契約労働者の労働条件と相違する場合に、その相違は、職務の内容や配置の変更の範囲等を考慮し、不合理と認められるものであってはならないというものです。

厚生年金基金の現状と問題点

◆半数以上の基金が赤字！

世間を騒がせている A I J 投資顧問による「年金消失問題」を受け、厚生労働省が行った厚生年金基金（以下、「基金」）に関する調査によると、全 578 基金のうち 314

基金において、年間の給付額が掛金（保険料）を上回ったということです（2011 年 3 月期）。

また、将来の年金支給に必要な積立金が 10 年未満になくなってしまふおそれのある基金が 16 もあり、今後、積立不足による企業の倒産なども出かねない状況です。

◆積立不足の要因は？

積立不足の背景には、団塊世代の大量退職による年金受給者の増加があります。

また、現役社員が年々減少傾向にあり、支給総額から掛金総額を引いた差額は約 1,300 億円（2010 年度）にも上っており、今後はさらに拡大することが考えられます。

◆運用利回り設定の問題点

将来の年金給付原資を確保するために必要な運用利回りについて、大企業においては一般的に「2～3%程度」となっているようですが、中小企業が中心の基金では、約 9 割が「5.5%」といった高水準に設定されているようです。

こうした基金の中には、業績低迷により掛金を増やせない状態にあるケースが多くなっています。

◆運用難をどう乗り切るか
約 4 割の基金では、積立金について企業年金分がまったくないうえに、公的年金分（代行部分）も不足しているとのこと。

財政悪化に対処するために退職者が受給している企業年金の減額を行うことも考えられますが、受給者の「3分の2以上の同意」が必要となるなど手続き難しくなっています。

そこで、厚生労働省では、企業年金の減額を認める要件を「過半数の同意」に下げる案を検討しており、現役世代への過度の負担を防止することを考えています。

当事務所よりひとこと

年度が変わり労働保険の確定申告の時期になります。

6 月 1 日前後に労働保険の申告書が事業所に届きますので、よろしくお願いいたします。

また社会保険の算定基礎届の対象月 4, 5, 6 月の時期でもあります。これらの対象月に残業代などが多いと社会保険料が高くなる可能性があります。昇給等も重なるとさらに高くなります。昨今の社会保険料の上がり方を考えるとなるべく保険料を抑える方法を考えたいものです。